



第85期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2025年3月28日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階国際会議場

※本株主総会におけるお土産の配布はございません。

 **住友林業株式会社**

証券コード：1911

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を2025年3月28日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2022年度を初年度にSDGsの目標年でもある2030年を見据えた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を掲げ、各事業の推進に取り組んでいます。

中期経営計画「Mission TREEING 2030 phase 1」の最終年度である当期は、国内外で事業を拡大する等、より一層の成長に向けた事業の推進に注力しました。その結果、売上高は2兆537億円、経常利益は1,980億円となりました。

また、このほど第86期（2025年12月期）から第88期（2027年12月期）を対象とした中期経営計画「Mission TREEING 2030 phase 2」を策定しました。新たな中期経営計画では「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」をテーマに、最終年度である第88期末（2027年12月期末）には売上高3兆2,200億円、経常利益2,800億円を目指します。

引き続き、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の達成に向けて、「森林」、「木材」、「建築」分野を中心にウッドサイクルを回し、森と木の価値を最大限に活かした持続的成長と脱炭素社会実現に向けて事業を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

取締役社長 光吉 敏郎

証券コード 1911
2025年3月6日
(電子提供措置の開始日 2025年3月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 光吉 敏郎

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202412.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「住友林業」又は「1911」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2025年 3月28日（金曜日）午前10時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 2階国際会議場
会議の 目的事項	報告事項 1. 第85期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第85期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

- ・ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（以下「交付書面」といいます。）には記載しておりません。したがって、交付書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告 : 「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類 : 「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類 : 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ・ 電子提供措置事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載によりお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

当日、株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2025年3月28日(金曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。

書面の郵送により事前に議決権を行使する場合



行使期限 2025年3月27日(木曜日)午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット等を通じて事前に議決権を行使する場合

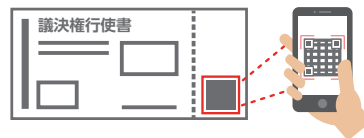
行使期限 2025年3月27日(木曜日)午後5時30分まで

以下の方法により議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

詳細は次頁をご覧ください。



パソコン等による議決権行使

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使ウェブサイトURL (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力のうえ、賛否をご登録ください。

詳細は次頁をご覧ください。



議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

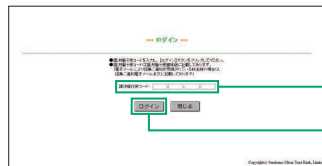
パソコン等による議決権行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

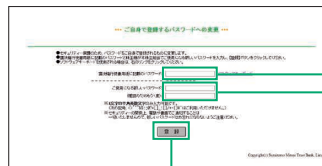
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
 ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

(ご参考) 議案のポイント

第 1 号議案 剰余金処分の件

当期末の剰余金の配当につきましては、当社普通株式 1 株につき80円といたしたいと存じます。なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1 株につき145円となります。

第 2 号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）の任期満了に伴い、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番 号	候補者氏名		候補者 番 号	候補者氏名	
1	いち かわ あきら 市 川 晃	再任	6	おお たに のぶ ゆき 大 谷 信 之	再任
2	みつ よし とし ろう 光 吉 敏 郎	再任	7	くり はら み つ え 栗 原 美 津 枝	再任 社外 独立役員
3	かわ た たつ み 川 田 辰 己	再任	8	とよ だ ゆう こ 豊 田 祐 子	再任 社外 独立役員
4	かわ むら あつし 川 村 篤	再任	9	いわ もと とし お 岩 本 敏 男	再任 社外 独立役員
5	たか はし いく ろう 高 橋 郁 郎	再任	10	すけ の けん じ 助 野 健 児	新任 社外 独立役員

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

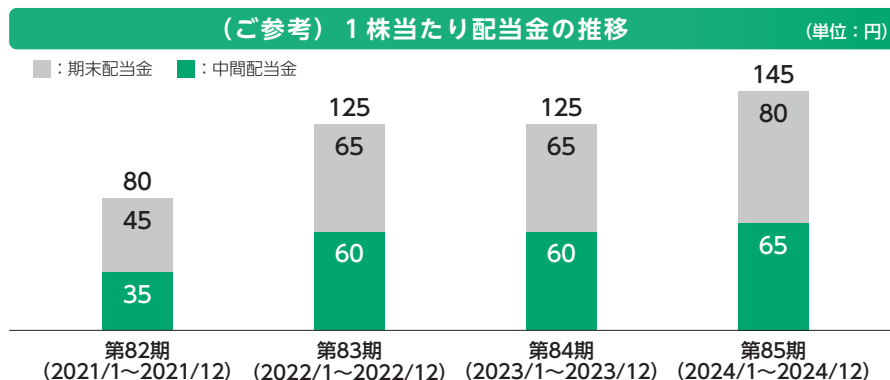
なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき145円となります。

1	配当財産の種類 ▶ 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 ▶ 当社普通株式1株につき 80円 ▶ 総額 16,462,095,360円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 ▶ 2025年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
 別途積立金 10,662,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
 繰越利益剰余金 10,662,000,000円



第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位		
1	市川 晃	代表取締役	取締役会長	再任
2	光吉 敏郎	代表取締役	取締役社長 執行役員社長	再任
3	川田 辰己	代表取締役	執行役員副社長	再任
4	川村 篤	取締役	専務執行役員	再任
5	高橋 郁郎	取締役	常務執行役員	再任
6	大谷 信之	取締役	常務執行役員	再任
7	栗原 美津枝	取締役		再任 社外 独立役員
8	豊田 祐子	取締役		再任 社外 独立役員
9	岩本 敏男	取締役		再任 社外 独立役員
10	助野 健児			新任 社外 独立役員



候補者
番号

いち かわ あきら
市川 晃

(1954年11月12日生)

1

再任

- 所有する当社株式数
76,800株
- 取締役会への出席状況
15回／15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978 年 4 月	当社入社	2010 年 4 月	代表取締役（現任）
2007 年 6 月	執行役員		取締役社長
2008 年 6 月	取締役		執行役員社長
	常務執行役員	2020 年 4 月	取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

コニカミノルタ株式会社 社外取締役
住友化学株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、取締役社長及び取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

みつ よし とし ろう
光吉 敏郎

(1962年5月23日生)

2

再任

- 所有する当社株式数
20,900株
- 取締役会への出席状況
15回／15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985 年 4 月	当社入社	2018 年 4 月	専務執行役員
2010 年 6 月	執行役員	2020 年 4 月	代表取締役（現任）
2011 年 4 月	常務執行役員		取締役社長（現任）
2014 年 6 月	取締役		執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、2020年4月より取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

3

かわ た たつ み
川田辰己

(1962年10月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986 年 4 月	当社入社	2022 年 1 月	専務執行役員
2016 年 6 月	執行役員	2024 年 1 月	代表取締役（現任）
2017 年 4 月	常務執行役員		執行役員副社長（現任）
2018 年 6 月	取締役	2025 年 1 月	コーポレート本部長 委嘱（現任）

[担当]

生活サービス本部 管掌

所有する当社株式数

12,800株

取締役会への出席状況

15回／15回

取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、2018年に取締役に就任し、経営企画・財務・サステナビリティ推進等の担当執行役員を歴任、現在は執行役員副社長 コーポレート本部長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

4

かわ むら あつし
川村 篤

(1965年2月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987 年 4 月	当社入社	2020 年 6 月	取締役（現任）
2016 年 6 月	執行役員	2023 年 1 月	専務執行役員（現任）
2017 年 4 月	常務執行役員		海外住宅・建築・不動産事業本部長 委嘱
2020 年 4 月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	2024 年 1 月	建築・不動産事業本部長 委嘱（現任）

[担当]

木材建材事業本部 管掌

所有する当社株式数

18,300株

取締役会への出席状況

15回／15回

取締役候補者とした理由

川村 篤氏は、海外住宅・不動産部長、海外事業本部副本部長等を歴任した後、2020年に取締役に就任し、現在は専務執行役員 建築・不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番 号

5

たか はし いく ろう
高 橋 郁 郎

(1959年10月4日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984 年 4 月	当社入社	2022 年 3 月	取締役（現任）
2018 年 6 月	執行役員	2023 年 1 月	住宅事業本部長 委嘱（現任）
2020 年 4 月	常務執行役員（現任）		
	住宅・建築事業本部長 委嘱		

所有する当社株式数

13,100株

取締役会への出席状況

15回／15回

取締役候補者とした理由

高橋郁郎氏は、住宅事業本部技術部長、同本部副本部長等を歴任した後、2022年に取締役に就任し、現在は常務執行役員 住宅事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番 号

6

おお たに のぶ ゆき
大 谷 信 之

(1971年5月30日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995 年 4 月	当社入社	2024 年 1 月	常務執行役員（現任）
2018 年 4 月	海外住宅・不動産事業本部	2024 年 3 月	取締役（現任）
	海外管理部長	2025 年 1 月	コーポレート本部副本部長 兼
2021 年 4 月	経営企画部長		同本部経営企画部長 委嘱（現任）
2022 年 3 月	執行役員		
	経営企画部長 兼		
	経営企画部業務革新室長 委嘱		

所有する当社株式数

0株

取締役会への出席状況

12回／12回

(2024年3月28日に取締役
に就任して以降の状況)

[担当]

経営企画・財務 統括

資源環境事業本部 管掌

取締役候補者とした理由

大谷信之氏は、海外管理部長及び経営企画部長を歴任し、2024年に取締役に就任、現在は常務執行役員 コーポレート本部副本部長等を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

く り は ら み つ え
栗原美津枝

(1964年4月7日生)

7

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987 年 4 月	日本開発銀行（現 株式会社 日本政策投資銀行）入行	2013 年 4 月	同行 企業金融第6部長
2008 年 6 月	米国スタンフォード大学国際 政策研究所 客員フェロー	2015 年 2 月	同行 常勤監査役
2010 年 6 月	株式会社日本政策投資銀行 財務部次長	2020 年 6 月	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長（現任）
2011 年 5 月	同行 企業金融第4部 医療・生活室長	2021 年 3 月	当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社価値総合研究所 代表取締役会長
中部電力株式会社 社外取締役
株式会社日本政策金融公庫 社外取締役
株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回／15回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗原美津枝氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 栗原美津枝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、栗原美津枝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 栗原美津枝氏が社外取締役として在任している中部電力株式会社は、中部地区等における特別高圧電力、高圧電力の供給に関し、2023年3月30日、独占禁止法に基づく課徴金納付命令を、中部地区における大口需要家向け都市ガスに係る供給に関し、2024年3月4日、独占禁止法に基づく課徴金納付命令をそれぞれ受けました。同氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスの更なる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行うなど、その職責を果たしております。
- 栗原美津枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は栗原美津枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

8

とよ だ ゆう こ
豊 田 祐 子

(1970年8月21日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000 年 10 月	弁護士登録 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業)	2011 年 4 月	野村ホールディングス株式会社 グループ法務部次長
2002 年 6 月	法務省民事局付	2014 年 12 月	パークレイズ証券株式会社 コンプライアンス部コントロールルーム室長
2006 年 4 月	西村とさわ法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業)	2015 年 9 月	シティユーワ法律事務所 スペシャル・カウンセラー
		2023 年 1 月	同事務所 パートナー (現任)
		2023 年 3 月	当社社外取締役 (現任)

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

[重要な兼職の状況]

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

豊田祐子氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しており、当該経験及び見識に基づき当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、専門的見地に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 豊田祐子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、豊田祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 豊田祐子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 当社は豊田祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

いわもととしお
岩本敏男

(1953年1月5日生)

9

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976 年 4 月	日本電信電話公社入社	2008 年 6 月	同社 取締役常務執行役員
2004 年 6 月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (現 株式会社NTTデータグループ)		金融分野担当
	取締役 決済ソリューション事業本部長	2009 年 6 月	同社 代表取締役副社長執行役員
		2012 年 6 月	同社 代表取締役社長
2007 年 6 月	同社 取締役常務執行役員	2018 年 6 月	同社 相談役
	金融ビジネス事業本部長	2024 年 3 月	当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社大和証券グループ本社 社外取締役
東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役

所有する当社株式数
0株

取締役会への出席状況
12回／12回

(2024年3月28日に取締役
に就任して以降の状況)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩本敏男氏は、IT業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 岩本敏男氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、岩本敏男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 岩本敏男氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は岩本敏男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



■ 所有する当社株式数
1,300株

候補者
番号

10

すけ の けん じ
助野健児

(1954年10月21日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977 年 4 月	富士写真フイルム株式会社 (現 富士フイルムホールディングス株式会社) 入社	2016 年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社 代表取締役社長 富士フイルム株式会社 代表取締役社長
2012 年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社 執行役員 経営企画部長 富士フイルム株式会社 取締役 執行役員 経営企画本部長	2021 年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社 代表取締役会長 富士フイルム株式会社 取締役会長 (現任)
2013 年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 執行役員 経営企画部長	2023 年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役会長 (現任)

[重要な兼職の状況]

富士フイルムホールディングス株式会社 取締役会長

富士フイルム株式会社 取締役会長

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 取締役

株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

助野健児氏は、財務会計分野における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たすことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 助野健児氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、助野健児氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 助野健児氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在のものです。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考１）取締役会の構成及び取締役・監査役候補者の選定の方針について

当社は、コーポレートガバナンス基本方針で定める取締役会の構成、取締役・監査役候補者に求める資格等の考え方にに基づき、取締役・監査役候補者を選定しております。その概要は次のとおりであります。

1. 取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮するとともに、

- ① 当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する
- ② 企業経営又は産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する
- ③ 法律・会計等の専門性を有する

等、知識・経験・能力等の専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内とします。

2. 取締役・監査役候補者の資格・指名方針

取締役・監査役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定します。

（ご参考 2）取締役及び監査役の専門性・経験

下表は、取締役及び監査役がそれぞれ保有しているスキル（専門性・経験）のうち、特に期待するものを示しております（本総会において各取締役候補者が選任された場合）。

		役職	企業経営	資源・環境	建築・不動産開発	グローバル	財務・会計	人財開発・DEI	法務・リスク管理	IT・DX	産業政策
取締役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●			●	●	●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●					
	川田 辰己	代表取締役 執行役員副社長	●	●		●	●	●	●	●	
	川村 篤	取締役 専務執行役員	●	●	●	●					
	高橋 郁郎	取締役 常務執行役員	●		●						
	大谷 信之	取締役 常務執行役員	●	●		●	●				
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●		●	●				●
	豊田 祐子	社外取締役				●			●		
	岩本 敏男	社外取締役	●			●		●		●	
監査役	助野 健児	社外取締役	●			●	●	●	●		
	角元 俊雄	監査役				●			●		
	羽田 一成	監査役			●			●			
	鐵 義正	社外監査役					●				
	松尾 眞	社外監査役				●			●		
	河内 隆	社外監査役			●			●			●

スキル項目の選定理由

企業経営	国内外における森林経営、木材・建材の流通及び製造、住宅建築等、人々の生活に関わる幅広い分野で展開する既存事業の更なる成長に加えて、世界的な脱炭素化への動きの中で長期ビジョンを達成するためには、企業経営の経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
資源・環境	長期ビジョンにおいて森林経営による「森」と「木」の価値向上を掲げており、適切に管理された森林の新たな価値創造と持続可能な森林の拡大を図るとともに、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）及びTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく対応並びにSBT（Science Based Targets）に基づいた温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組み等を着実に進めるためには、資源・環境の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
建築・不動産開発	長期ビジョン及び中期経営計画において掲げる中大規模木造建築事業の収益基盤の早期確立と、不動産開発事業を持続的にウッドサイクルの実現に貢献する事業とするために、建築・不動産開発の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
グローバル	長期ビジョンにおける事業方針として「グローバル展開の進化」を掲げており、海外におけるグループ事業領域と規模の拡大を進めるためには、グローバルでの経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
財務・会計	財務健全性を確保しながら資本コストを意識した戦略性のある投資を実行し、持続的且つ着実な利益成長を実現するためには、財務・会計の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
人財開発・DEI	長期ビジョンにおいて「人と社会への価値」を高めることを掲げており、事業の変革と創造を担う人財の継続的確保と育成の強化、並びに社員のパフォーマンスを最大化する自由闊達な組織風土、健康保持・増進の取り組み等を進めるためには、人財開発・DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
法務・リスク管理	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するコーポレートガバナンス体制の整備やグローバルな事業展開等を可能とするリスク管理体制構築のためには、法務・リスク管理の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
IT・DX	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、IT化・デジタル化による事業基盤の刷新及びDX推進による業務変革と効率化を実現し、また、新たなIT技術を活用して事業の中長期的な競争力を高めるためには、IT・DXの専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
産業政策	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、持続可能で脱炭素に貢献する製品・サービスの価値訴求と市場浸透を進めるためには、社会との関わりの中で、政策面での枠組み作り等が求められるため、産業政策の知見を持つ取締役会メンバーが必要である。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、これまでの主要各国の金融引き締め策の影響により物価上昇に落ち着きが見られ、米国では実質賃金が増加し個人消費が拡大したほか、欧州では一部を除いて景気の持ち直しの動きが見られました。わが国経済は、物価上昇の影響があったものの、企業における賃上げにより所得環境の改善が進み、個人消費に持ち直しの動きが見られたことから、景気は緩やかに回復しました。

住宅市場に関しましては、国内では、建設資材の高騰による建設費の上昇が続いたほか、政策金利引き上げに伴う住宅ローン金利の上昇懸念等により消費に慎重な動きが見られたことから、新設住宅着工戸数は減少しました。米国では、住宅の供給不足を背景とした販売価格の高止まりに加え、一服感が見られていた長期金利及び住宅ローン金利の再上昇等もあり、市場は調整局面が続きました。豪州では、住宅ローン金利や販売価格の高止まり等を背景として、市場は厳しい状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を最終年度とする中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の目標達成に向け、国内では、福島県いわき市において国産スギを中心に製材及び木材加工品の製造工場の建設に着手するなど、国産材を積極的に活用する取り組みを推進しました。米国においては、戸建住宅事業の更なる拡大を図るべく、フロリダ州における分譲住宅会社の事業を譲り受けたほか、豪州においては、同国最大手の住宅会社を買収し、事業規模の拡大を図るなど、当社グループのより一層の成長に向けた事業の推進に注力しました。

その結果、売上高は2兆536億50百万円（前期比18.5%増）、営業利益は1,945億88百万円（前期比33.0%増）、経常利益は1,979億55百万円（前期比24.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,165億28百万円（前期比14.1%増）となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異はプラス98億2百万円となり、数理計算上の差異を除いた経常利益は1,881億53百万円となりました。

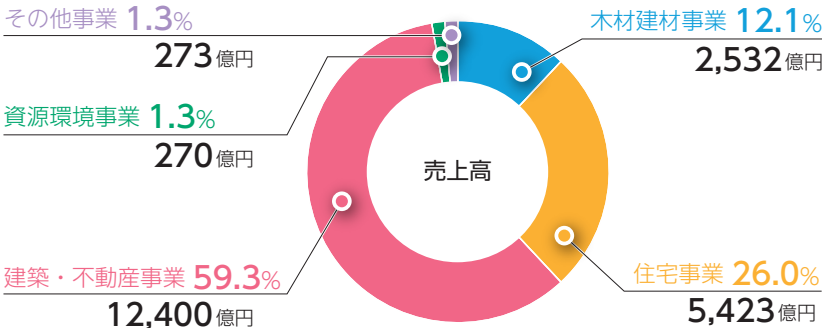
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
2兆537億円	1,946億円	1,980億円	1,165億円
前期比 18.5%増	前期比 33.0%増	前期比 24.6%増	前期比 14.1%増

事業部門別の概況は、次のとおりです。

なお、事業部門の名称について、前期まで「海外住宅・建築・不動産事業」としていましたが、当期より「建築・不動産事業」に変更しています。また、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

部門別の状況

■（ご参考）売上高構成比



■ 事業部門別売上高

部 門	第84期 (2023/1～2023/12)		第85期 (2024/1～2024/12)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	前期比増減率
■ 木材建材事業	百万円 236,101	% 13.3	百万円 253,156	% 12.1	% 7.2
■ 住宅事業	534,028	30.2	542,300	26.0	1.5
■ 建築・不動産事業	948,072	53.6	1,239,997	59.3	30.8
■ 資源環境事業	24,842	1.4	26,950	1.3	8.5
■ その他事業	26,038	1.5	27,314	1.3	4.9
計	1,769,080	100.0	2,089,717	100.0	18.1
調整額	△35,911	—	△36,067	—	—
合 計	1,733,169	—	2,053,650	—	18.5

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。

● 木材建材事業

売上高

2,531 億 56 百万円

前期比 +7.2 %

経常利益

100 億 1 百万円

前期比 △10.6 %



流通事業におきましては、国内における新設住宅着工戸数の減少等を背景に厳しい市場環境が続いたなか、取引先との連携強化及び拡販に継続的に取り組んだほか、住宅着工の影響を受けないバイオマス発電向けの木質燃料の拡販に注力しました。その結果、バイオマス発電向け燃料の販売数量及び単価は上昇したものの、住宅建設向けの木材及び木材製品の販売単価が下落したこと等から、業績は伸び悩みました。

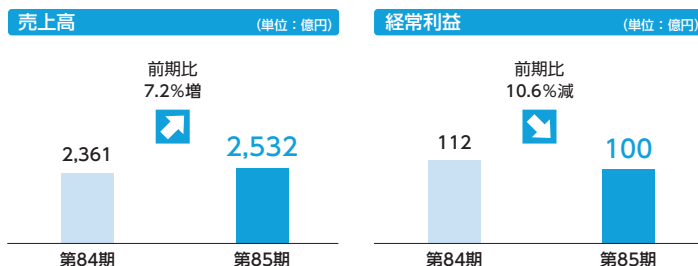
製造事業におきましては、国内において、ビルダー向けの建材の販売が減少したことから、業績は伸び悩みました。海外においては、ニュージーランドのLVL（単板積層材）やベトナムのパーティクルボードの販売数量が増加したこと等から業績は回復しました。

また、脱炭素設計の標準化を図る「One Click LCA」*の普及拡大等に引き続き注力するとともに、建材流通事業者の業務効率化を支援する事業として、「JUCORE 見積」**の機能拡充と、首都圏にて「JUCORE 物流」***のサービスを開始しました。

*One Click LCAとは、建設にかかる原材料調達から加工、輸送、建設、改修、廃棄時のCO2排出量を算定できるソフトウェアです。

**JUCORE 見積とは、物件情報、見積内容、受注見込、予算実績等のデータを一元管理できるソフトウェアです。

***JUCORE 物流とは、建築現場への邸別物流の効率化・現場工事の生産性向上を実現する建築資材の共同物流サービスです。



●住宅事業

売上高

5,423 億 0 百万円

前期比 +1.5 %

経常利益

351 億 73 百万円

前期比 +7.3 %



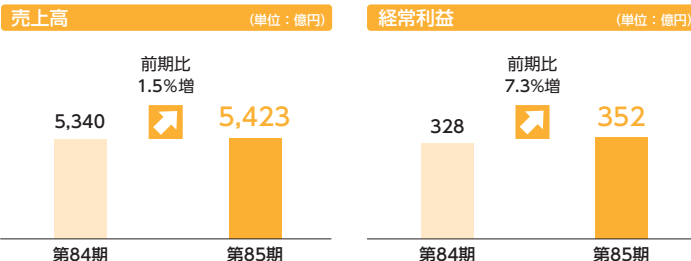
戸建注文住宅事業におきましては、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様住宅の高付加価値提案に引き続き努めたほか、Webを通じて1,500の間取りから選択する企画型商品「Forest Selection BF」の販売促進や、「邸宅設計プロジェクト」を通じた高価格帯の受注拡大に努めました。その結果、前期までに実施した販売価格の改定効果もあり、業績は堅調に推移しました。

賃貸住宅事業におきましては、事務所や医療施設等の木造化・木質化を推進するべく、昨年5月に木造の事業用建築ブランド「The Forest Barque（ザ・フォレスト バーク）」を発売したほか、デザインと性能を両立した賃貸用木造マンション「Forest Maison GRANDE（フォレストメゾン グランデ）」の受注拡大に引き続き注力しました。

分譲住宅事業におきましては、販売棟数は前期を上回ったものの、一部のプロジェクトにおいて価格調整を進めた結果、業績は伸び悩みました。

リフォーム事業におきましては、断熱性能の向上をはじめとする環境配慮型リフォームの受注を促進したことに加え、戸建リフォーム商品「Reforest」において独自の耐震・制震技術のメリットをお客様に訴求したことにより、業績は堅調に推移しました。

なお、当社が施工した一部建物において、軒裏の45分準耐火構造の国土交通大臣認定に適合しない仕様があったことが判明し、昨年12月に国土交通省に報告いたしました。国土交通省並びに特定行政庁の指導のもと、お客様に丁寧な説明を実施させていただき、必要な調査を行ったうえで速やかに改修等を進めてまいります。お客様や関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。また、当社は今回の事象を厳粛に受け止め、迅速な是正を実施するとともに全社を挙げて再発防止に努めてまいります。



● 建築・不動産事業

売上高

1 兆 2,399 億 97 百万円

前期比 +30.8 %

経常利益

1,474 億 51 百万円

前期比 +31.6 %

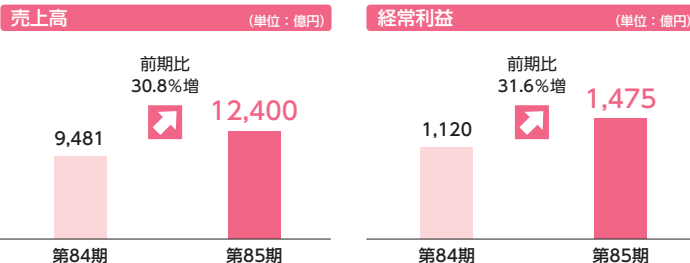


米国での戸建住宅事業におきましては、当社グループが事業活動を展開しているテキサス州、メリーランド州、ユタ州及びワシントン州等の地域において、底堅い住宅需要を背景として販売単価が上昇し、販売戸数も増加したことから業績は堅調に推移しました。また、昨年3月にはフロリダ州で戸建分譲住宅事業を展開するBiscayne Homes社の事業を譲受し、同州における事業基盤を強化しました。パネル設計、製造、配送、施工までを一貫して提供し生産体制の合理化等を図るFully Integrated Turnkey Provider事業（FITP事業）においては、ノースカロライナ州の新工場が稼働するなど事業体制を拡充したものの、集合住宅市場の低迷が影響したことから、業績は伸び悩みました。

不動産開発事業におきましては、当期に予定していた集合住宅及び商業複合施設の売却を一部延期したことから、業績は伸び悩みました。なお、昨年4月には米国テキサス州において飯野海運株式会社、株式会社熊谷組及び現地大手デベロッパーとの協業により木造7階建のESG配慮型オフィスビルが竣工する等、脱炭素社会の実現に貢献する取り組みを推進しました。

豪州での戸建住宅事業におきましては、政策金利及び建築コストの高止まりにより厳しい市場環境が続きましたが、西オーストラリア州において一次取得者を中心とした需要が堅調に推移したほか、販売単価も上昇したことから業績は回復しました。また、昨年11月には主に豪州東部で注文住宅事業等を展開する同国最大手のMetriconグループの持分を取得し、豪州における戸建住宅事業の更なる拡大に取り組みました。

国内の中大規模木造建築事業では、昨年12月に千葉県八千代市において、株式会社熊谷組との共同企業体による木造及び鉄骨造の混構造である小学校施設を着工する等、同社との協業を着実に進めました。



● 資源環境事業

売上高

269 億 50 百万円
前期比 +8.5 %

経常利益

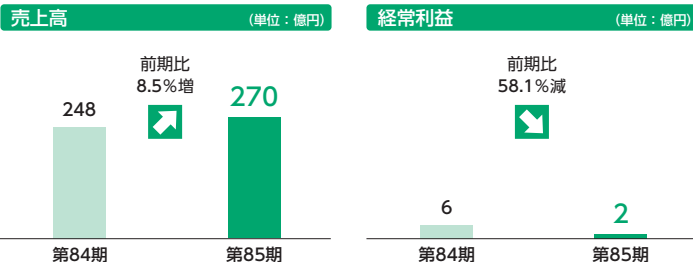
2 億 36 百万円
前期比 △58.1 %



再生可能エネルギー事業におきましては、全国6か所で展開する木質バイオマス発電事業所が安定的に稼働しましたが、燃料価格の高騰が続いたことにより利益率が低下し、業績は伸び悩みました。

森林資源事業におきましては、ニュージーランドにおける中国向け原木の販売単価の下落や、インドネシアにおける植林地の整備にかかるコストの上昇により、業績は伸び悩みました。

なお、昨年8月、当社はインドネシアにおいて、先端技術を活用した新たな泥炭地管理技術の実証事業を開始しました。本事業では、日本の環境省とインドネシアの環境林業省で締結した協力覚書の下、泥炭火災や煙害を防止する等の持続可能な熱帯泥炭地の管理モデルの構築に取り組み、経済と環境が両立した森林経営を目指してまいります。



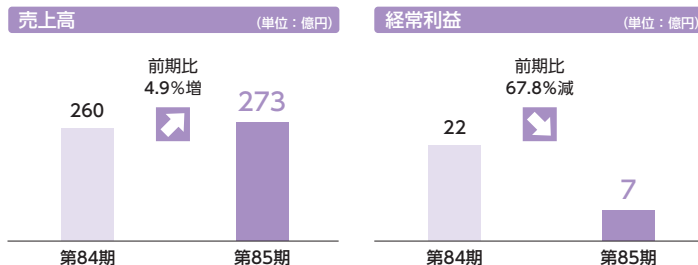
● その他事業

売上高

273 億 14 百万円
前期比 +4.9 %

経常利益

7 億 5 百万円
前期比 △67.8 %



当社グループは、上記事業のほか、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業等を行っています。また、株式会社熊谷組に係る持分法による投資利益も含まれます。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は808億84百万円です。主な設備投資として、米国及び英国での集合住宅及び商業複合施設の開発、福島県いわき市における製材及び木材加工品の製造工場の建設、国内外における住宅展示場の新設・建替え及びシステムの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っていません。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額220億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の見通し

世界経済は、景気の持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、地政学リスクの顕在化等、依然として不透明感は強く、米国では政権交代に伴う移民、財政、通商政策の転換によるインフレの再燃も懸念されます。わが国経済は、引き続き、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに景気回復が続くと考えられますが、政策金利の引き上げに伴う金融市場の変動等の影響に注意する必要があります。

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の総括

当社グループは、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」において、「木材資源の活用による脱炭素化への挑戦」、「収益基盤の強靱化の推進」、「グローバル展開の加速」、「持続的成長に向けた経営基盤の強化」、「事業とESGの更なる一体化」という5つの基本方針に基づいて、将来の成長と脱炭素化への貢献に向けた基盤づくりを推進しました。

数値目標及びその結果につきましては、下表のとおりとなりました。

	中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の計画期間				2024年12月期 (第85期) 目標 (注1)
	2022年12月期 (第83期) 実績	2023年12月期 (第84期) 実績	2024年12月期 (第85期) 実績	目標差	
売上高	1兆6,697億円	1兆7,332億円	2兆537億円	+2,837億円	1兆7,700億円
経常利益（注2）	1,950億円	1,589億円	1,980億円	+250億円	1,730億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,087億円	1,022億円	1,165億円	+5億円	1,160億円
自己資本利益率 (ROE)	19.4%	14.8%	13.9%	△1.1%	15%以上

- (注) 1. 中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の数値目標は計画策定時点における2024年12月期の計画値です。また、経常利益の目標値は退職給付会計に係る数理計算上の差異を除きます。
2. 退職給付会計に係る数理計算上の差異を含む経常利益を記載しています。なお、2024年12月期における退職給付会計に係る数理計算上の差異はプラス98億円です。

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」の推進

当社は、このほど、第86期（2025年12月期）から第88期（2027年12月期）までの3年間を対象とした中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」を策定し、3年後の第88期末（2027年12月期末）に売上高3兆2,200億円、経常利益2,800億円、親会社株主に帰属する当期純利益1,760億円、ROE15%以上を目指すこととしました。また、本中期経営計画の全体テーマを「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」とし、5つの基本方針として「脱炭素化への挑戦」、「稼ぐ力の向上」、「グローバル展開の深化」、「経営基盤の強化」、「事業とESGの更なる一体化」を掲げ、目標達成に向けて取り組んでまいります。

<基本方針>

①脱炭素化への挑戦

- ・適切に管理された森林の新たな価値を創造し、持続可能な森林を拡大します。
- ・製造事業の拡大による木材活用の深耕と、用途・消費拡大の基盤づくりを目指します。
- ・国内外における木造住宅の供給拡大と中大規模建築の木造化を推進します。

②稼ぐ力の向上

- ・国内事業におけるイノベーション、構造改革を加速させます。
- ・国内外における不動産開発事業の基盤を確立します。
- ・資本コストを意識し、資産・投資の効率性・収益性の更なる向上を目指します。

③グローバル展開の深化

- ・海外住宅・不動産事業の更なる収益性向上と、安定成長に向けた事業基盤を拡充します。
- ・日本、米国、オセアニア、東南アジア及び欧州の各エリア単位で事業領域と規模の拡大を進め、ウッドサイクルの基盤づくりと深耕を図るとともに、コーポレート部門による支援を強化します。

④経営基盤の強化

- ・事業の変革と創造を担う人財の確保・育成、自由闊達な組織風土及び健康経営を推進します。
- ・IT化・デジタル化による事業基盤の刷新、DX推進による抜本的な業務変革と効率化を図ります。
- ・技術を軸とした価値創造を加速させるとともに、業務品質の向上を推進します。

⑤事業とESGの更なる一体化

- ・ SBT (Science Based Targets) 目標の達成に向けた施策を着実に実行します。
- ・ 持続可能で脱炭素に貢献する製品・サービスの価値を訴求し、市場への浸透を推進します。
- ・ SAFETY FIRST (安全第一)、ZERO DEFECTS (不具合・不良・不備ゼロ) を徹底します。
- ・ 地域のステークホルダーに配慮した事業運営を徹底します。

＜株主還元方針＞

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要課題の一つと認識しています。中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」における株主還元の方針は、配当性向を親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上とし、利益水準に応じた還元を行うとともに、安定的な配当を実施する観点から、1株当たり年間配当金の下限を150円といたします。

SDGs（持続可能な開発目標）達成及び持続可能な社会の実現への貢献

当社グループは、長期ビジョン「Mission TREEING 2030 ～地球を、快適な住まいとして受け継いでいくために～」において、事業活動を通じて基盤となる「地球環境への価値」、そこから成り立つ「人と社会への価値」、「市場経済への価値」を社会に提供するため、9つの重要課題を特定しました。

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」では、引き続き基本方針の一つに「事業とESGの更なる一体化」を掲げ、重要課題それぞれにSDGsと紐づいた個別指標を設定しています。気候変動問題に関しましては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言等の国際的な枠組みに基づいた情報開示や、SBT及びRE100の達成等に向けた取り組みを着実に進めてまいります。現在認定を取得しているSBTにおいては、2050年までにネット排出量をゼロにするScope 1^{*}、2^{**}及び3^{***}の長期目標を新たに策定するとともに、2030年までの目標の再設定も行いました。また、気候変動問題だけでなく、自然関連課題への取り組みについても、2023年にTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った開示を行う意向を表明し、生物多様性、自然保全・回復に向けた取り組みを推進してまいります。当社グループは、重要課題ごとに定めた目標達成を通じてSDGsをはじめとする社会の期待に応え、企業価値の向上に努めてまいります。

^{*}Scope 1 とは、自社での燃料使用等による温室効果ガスの直接排出量を意味します。（例：社有車のガソリン使用に伴うCO2排出量）

^{**}Scope 2 とは、購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出量を意味します。（例：オフィスの電力使用に伴うCO2排出量）

^{***}Scope 3 とは、サプライチェーンの温室効果ガス排出量を意味します。（例：販売した製品の使用時のCO2排出量）

(ご参考) 9つの重要課題と関連するSDGs

 地球環境への 価値	森林経営による 「森」と「木」の価値向上	「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す	 
	「森」と「木」を活かした カーボンニュートラルの実現	自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する	 
	「森」と「木」を活かした サーキュラー バイオエコノミーの実現	自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する	  
 人と社会への 価値	広く社会に快適で ぬくもりある空間の提供	広く社会に対して、安心・安全で、快適さとぬくもりある空間を提供する	  
	事業を営む地域の人々の 暮らしの向上	事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する	  
	働く人が生き活きできる 環境づくり	サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして生き活きと働ける場にする	  
 市場経済への 価値	「森」と「木」の 新たな市場の創出	「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする	 
	DX・イノベーションによる 市場の変革	DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める	
	強靱な事業体制の構築	不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する	

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、お客様満足の上昇、人権・多様性尊重、リスク管理・法令遵守に関する取り組みを引き続き強化し、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) 長期ビジョン及び中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」の位置づけ

Mission TREEING 2030

～地球を、快適な住まいとして受け継いでいくために～

私たちは、地球環境、人々の暮らしや社会、市場や経済活動に価値を提供することで、将来世代を含むあらゆる人々やすべての生き物に、地球が快適な住まいとして受け継がれていくことを目指します。これまでも強みとしてきた「森」と「木」の価値を活かし、深め、新たな未来の力へと変えていきます。



地球環境への価値



人と社会への価値



市場経済への価値

事業方針

- 森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立
- グローバル展開の進化
- 変革と新たな価値創造への挑戦
- 成長に向けた事業基盤の改革

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」

(2022年12月期～2024年12月期)

将来の成長と脱炭素化への貢献に向けた基盤をつくる3年

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」

(2025年12月期～2027年12月期)

飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年

基本方針

1 脱炭素化への挑戦

3 グローバル展開の深化

5 事業とESGの更なる一体化

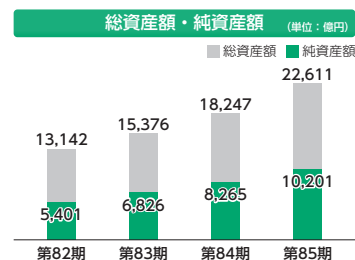
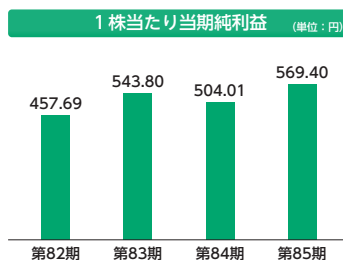
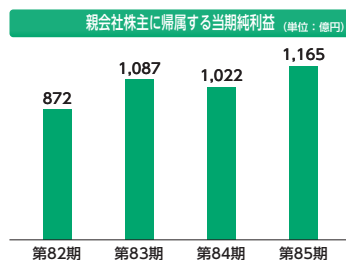
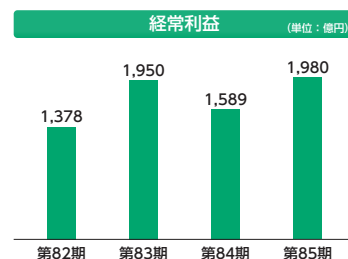
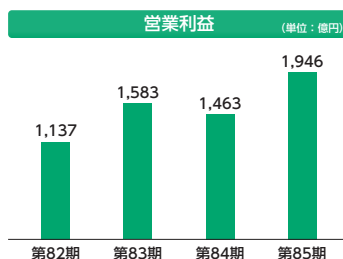
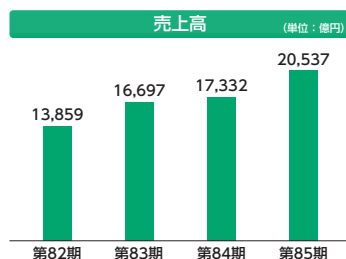
2 稼ぐ力の向上

4 経営基盤の強化

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (2021/1~2021/12)	第83期 (2022/1~2022/12)	第84期 (2023/1~2023/12)	第85期 (2024/1~2024/12)
売 上 高 (百万円)	1,385,930	1,669,707	1,733,169	2,053,650
営 業 利 益 (百万円)	113,651	158,253	146,258	194,588
経 常 利 益 (百万円)	137,751	194,994	158,921	197,955
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	87,175	108,672	102,170	116,528
1株当たり当期純利益 (円)	457.69	543.80	504.01	569.40
総 資 産 額 (百万円)	1,314,226	1,537,598	1,824,727	2,261,128
純 資 産 額 (百万円)	540,089	682,554	826,462	1,020,127

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。
2. 第84期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。



(6) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、山林事業を礎に、主に以下の事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、C A D・敷地調査等
建 築 ・ 不 動 産 事 業	海外における、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負、戸建住宅・集合住宅のパネル・トラス等の設計・製造・配送・施工、集合住宅・商業複合施設の開発、国内における中大規模建築工事の請負等
資 源 環 境 事 業	再生可能エネルギー事業、森林資源事業等
そ の 他 事 業	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、保険代理店業、土木・建築工事の請負等

(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況（2024年12月31日現在）

①当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等	部 門	事 業 所
	木 材 建 材 事 業	東京営業部、大阪営業部、中部営業部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他3営業所
	住 宅 事 業	東京支社、関西支社、東海支社、池袋、東京東、城南、東京中央、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井 他18営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

②重要な子会社

会 社 名	事 業 所		資 本 金	出資比率	主要な事業内容
住友林業フォレストサービス株式会社	本社	東京都新宿区	百万円 100	% 100.0	原木・チップ・木材製品の仕入・販売
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、 「住友林業の家」のアフターメンテナンス
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 42,315	69.3 (69.3)	戸建住宅の建築工事の 請負、分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.			千豪ドル 10	69.3 (69.3)	
Met Group Holdings Pty Ltd	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 77,424	51.0 (45.9)	戸建住宅の建築工事の請負
Scott Park Group Pty Ltd.	本社	豪州 西オーストラリア州	千豪ドル 2,582	51.0 (51.0)	戸建住宅の建築工事の請負
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売
Brightland Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州	千米ドル 75,001	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売
Crescent Communities, LLC	本社	米国 ノースカロライナ州	千米ドル 225,414	100.0 (100.0)	集合住宅・商業複合施設の開発
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州	千米ドル 98,106	92.4 (92.4)	分譲住宅の販売
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州	千米ドル 27,525	80.0 (80.0)	分譲住宅の販売
SFA JPI Top Holdings, LLC	本社	米国 テキサス州	千米ドル 176,952	90.0 (90.0)	集合住宅の開発
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州	千米ドル 21,224	63.2 (63.2)	分譲住宅の販売
Mark III Properties, LLC	本社	米国 サウスカロライナ州	千米ドル 295	65.0 (65.0)	分譲住宅用の土地開発

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
2. 出資比率欄 () 内の数字は、間接出資の割合を記載しています。
3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
4. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載していません。
5. Met Group Holdings Pty Ltd、Scott Park Group Pty Ltd.及びSFA JPI Top Holdings, LLCは、当期より重要な子会社といたしました。

(8) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	7,183 名	△97 名
住 宅 事 業	9,720	225
建 築 ・ 不 動 産 事 業	6,742	1,945
資 源 環 境 事 業	1,381	△15
そ の 他 事 業	1,317	42
全 社 （ 共 通 ）	398	20
合 計	26,741	2,120

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 全社（共通）の従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を記載しています。
3. 従業員数増加の主な理由は、他社の持分取得に伴い、新たに子会社が増加したことによるものです。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5,341 名	106 名	44.3 歳	16.3 年

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(9) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	52,546 百万円
三井住友信託銀行株式会社	25,201
株式会社みずほ銀行	24,228
農林中央金庫	19,701
株式会社三菱UFJ銀行	17,317
株式会社伊予銀行	10,178
株式会社百十四銀行	9,484
株式会社千葉銀行	6,923
株式会社常陽銀行	6,825
株式会社南都銀行	6,465

- (注) 1. 上記の借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、Fifth Third Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン88,230百万円、株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローン77,033百万円、Wells Fargo Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン49,850百万円、Flagstar Bank, N.A.を幹事とするシンジケートローン31,433百万円及び三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローン14,000百万円があります。
3. 外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 206,067,368株（自己株式291,176株を含む）
（注）発行済株式の総数は、業績連動型株式報酬としての普通株式の発行により4,600株、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使により4,300株、それぞれ増加しました。
- (3) 株主数 68,515名（前期末比8,318名増）
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,601 千株	13.4 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,815	6.2
住友金属鉱山株式会社	10,110	4.9
株式会社伊予銀行	5,849	2.8
株式会社熊谷組	5,197	2.5
住友商事株式会社	4,383	2.1
住友生命保険相互会社	4,227	2.0
株式会社百十四銀行	4,197	2.0
S M B C日興証券株式会社	4,131	2.0
J P モルガン証券株式会社	3,938	1.9

- （注） 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外取締役を除く）に対して、業績連動型株式報酬としての普通株式4,600株を交付しました。なお、社外取締役及び監査役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	市 川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役、 住友化学株式会社 社外取締役
※取締役社長(執行役員社長)	光 吉 敏 郎	
※取 締 役(執行役員副社長)	川 田 辰 己	生活サービス本部 管掌、 総務・法務・秘書・渉外・コーポレート・コミュニケーション・ 人財開発・D&I・ITソリューション・内部監査 担当
取 締 役(専務執行役員)	川 村 篤	木材建材事業本部 管掌、筑波研究所 担当、 建築・不動産事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	高 橋 郁 郎	住宅事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	大 谷 信 之	資源環境事業本部 管掌、財務・サステナビリティ推進 担当、 経営企画部長、経営企画部業務革新室長
取 締 役	山 下 泉	
取 締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役、 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	豊 田 祐 子	弁護士
取 締 役	岩 本 敏 男	株式会社大和証券グループ本社 社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役
*監 査 役	角 元 俊 雄	
*監 査 役	羽 田 一 成	
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役、 Rapidus株式会社 取締役
監 査 役	河 内 隆	一般財団法人地域創造 理事長、 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。
2. 取締役 山下 泉、栗原美津枝、豊田祐子及び岩本敏男の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役 鐵 義正、松尾 眞及び河内 隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 当社は、取締役 山下 泉、栗原美津枝、豊田祐子及び岩本敏男の各氏並びに監査役 鐵 義正、松尾 眞及び河内 隆の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
5. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》2025年1月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
2025年1月1日現在		2024年12月31日現在	2025年1月1日現在
※取締役会長	市 川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役、 住友化学株式会社 社外取締役	同左
※取締役社長 執行役員社長	光 吉 敏 郎	—	—
※取締 役 執行役員副社長	川 田 辰 己	生活サービス本部 管掌、 総務・法務・秘書・渉外・コーポレートコミュニケーション・ 人財開発・D&I・ITソリューション・内部監査 担当	コーポレート本部長、 生活サービス本部 管掌
取締 役 専務執行役員	川 村 篤	木材建材事業本部 管掌、筑波研究所 担当、 建築・不動産事業本部長	建築・不動産事業本部長、 木材建材事業本部 管掌
取締 役 常務執行役員	高 橋 郁 郎	住宅事業本部長	同左
取締 役 常務執行役員	大 谷 信 之	資源環境事業本部 管掌、 財務・サステナビリティ推進 担当、 経営企画部長、経営企画部業務革新室長	コーポレート本部副本部長（経営企画・財務 統括）、 同本部経営企画部長、 資源環境事業本部 管掌
取締 役	山 下 泉	—	—
取締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役、 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）	同左
取締 役	豊 田 祐 子	弁護士	同左
取締 役	岩 本 敏 男	株式会社大和証券グループ本社 社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役	同左
*監 査 役	角 元 俊 雄	—	—
*監 査 役	羽 田 一 成	—	—
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士	同左
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役、 Rapidus株式会社 取締役	同左
監 査 役	河 内 隆	一般財団法人地域創造 理事長、 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役	同左

(注) ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
2025年1月1日現在		2024年12月31日現在	2025年1月1日現在
常務執行役員	桧 垣 隆 久	コーナン建設株式会社 取締役副社長、 大阪本社（BCM）担当	同左
常務執行役員	田 中 耕 治	生活サービス本部長	同左
常務執行役員	岩 崎 淳	建築・不動産事業本部副本部長（北米事業 担当）、 Sumitomo Forestry America, Inc. 取締役社長、 同社戸建事業部長	建築・不動産事業本部副本部長（北米事業 統括）、 Sumitomo Forestry America, Inc. 取締役社長、 同社戸建事業部長
常務執行役員	細 谷 洋 一	木材建材事業本部長	同左
常務執行役員	堀 田 一 隆	資源環境事業本部長	同左
執 行 役 員	西 川 政 伸	資源環境事業本部（ジャカルタ駐在）、 Sumitomo Forestry (Singapore) Ltd. 取締役社長、 株式会社NeXT FOREST 取締役社長	資源環境事業本部（ジャカルタ駐在）、 株式会社NeXT FOREST 取締役社長
執 行 役 員	西 周 純 子	法務部長	コーポレート本部法務部長
執 行 役 員	神 谷 豊	住友林業緑化株式会社 取締役社長	住友林業ホームエンジニアリング株式会社 取締役社長
執 行 役 員	島 原 卓 視	住宅事業本部関西支社長、 大阪本社（BCM）担当	住宅事業本部関西支社長、 同本部アセットソリューション部 関西フォレストメゾン営業所長、 大阪本社（BCM）担当
執 行 役 員	戸 崎 富 雄	ITソリューション部長	コーポレート本部ITソリューション部長
執 行 役 員	飯 塚 優 子	サステナビリティ推進部長	コーポレート本部副本部長 （サステナビリティ推進・ 品質・安全マネジメント 統括）、 同本部サステナビリティ推進部長
執 行 役 員	乾 憲 司	住宅事業本部副本部長 （グループオーナー推進・イノベーション推進・ 資材開発 統括）、 同本部住宅企画部長	住宅事業本部副本部長 （住宅企画・グループオーナー推進・ イノベーション推進 統括）、 同本部住宅企画部長
執 行 役 員	間 庭 和 夫	人事部長	コーポレート本部人事部長
執 行 役 員	櫻 井 清 史	住友林業ホームサービス株式会社 取締役社長	住宅事業本部副本部長 （アセットソリューション・まちづくり事業 担当）、 住友林業ホームサービス株式会社 取締役社長

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位
佐藤 建	2024年3月28日	任期満了	取締役（執行役員）
福田 晃久	2024年3月28日	任期満了	常任監査役（常勤）
皆川 芳嗣	2024年3月28日	任期満了	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社（当社子会社を含む）の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者の保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為若しくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会における議論及びその意見を踏まえ、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び業績連動報酬の算定方法

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しています。

ア. 短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とします。

- イ. ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とします。
- ウ. 当社の株主価値との連動を意識した制度とします。
- エ. 長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とします。
- オ. 報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とします。

(b) 報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

(c) 報酬構成

当社の取締役の報酬等は、①責任と役割に応じた固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとしています。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしています。

それぞれの報酬の種類の具体的な内容の概要については、以下の表のとおりです。

報酬の種類	概要
固定報酬	①当社は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定します。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定日に固定金額を定めて現金支給します。 ②社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定します。
年次業績連動賞与	①年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率（下限0%～上限180%）を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定します。 ②当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用います。 ③年次業績連動賞与の各対象取締役に対する支給については、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

報酬の種類	概要
業績連動型譲渡制限付株式報酬	①業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中（3年間）の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役位別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、（ア）TOPIX対比の当社株式時価総額成長率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の2/3）と、（イ）SBT（Science Based Targets）に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の1/3）とで構成されます。 業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、当初の対象期間は、2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間（以下「当初対象期間」といいます。）となります。 業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下のとおりです。 （ア）株式時価総額成長率連動報酬 当社の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における当社の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の2/3に相当する金額 × 支給率（中期経営計画期間中の当社株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）（※） ※支給率は下限0%～上限120%とします。 （イ）サステナビリティ指標達成率連動報酬 支給率上限を100%に設定することで、当社がSBT（Science Based Targets ※1）に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標（※2）が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の1/3に相当する金額 × 支給率（SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率）（※3） ※1 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択され、2016年に発効したパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。 ※2 当初対象期間の温室効果ガス排出削減目標は、当社の2017年度との比較で△21.7%と定めています。なお、SBTのガイダンス改定により、5年ごとの目標再設定が必要となったため、2021年度との比較で△20.8%に再設定しました。 ※3 支給率は下限0%～上限100%とします。 ②各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定します。

(d) 報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,000億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しています。具体的には、固定報酬60％、年次業績連動賞与（変動）25％、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15％となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。

(e) 報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役4名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数9名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(f) 報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会において年額6億7,000万円以内（うち社外取締役は年額8,000万円以内）とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役4名）です。

取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、1事業年度当たり1億円を上限とする旨、また、対象の取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度当たり10万株以内とする旨について、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

監査役の例月報酬の限度額は、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会において、月額900万円以内とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	例月報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (業績連動型譲渡 制限付株式報酬)	対象となる 役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	530 百万円	271 百万円	168 百万円	92 百万円	7 名
監査役 (社外監査役を除く)	53	53	—	—	3
社外取締役	52	52	—	—	4
社外監査役	35	35	—	—	4

- (注) 1. 上記には、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名（うち1名は社外監査役）を含んでいます。
2. 業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標は、基準利益であり（基準利益については本書39頁に記載）、当事業年度におけるその実績値は1,573億円です。
3. 上記の非金銭報酬の金額は、中期経営計画の対象期間（2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間）における2022年度と2023年度の業績評価指標（株式時価総額成長率他）達成度の状況を勘案した費用計上額の調整分であります15百万円を含む、当事業年度の費用計上額を記載しています。なお、非金銭報酬である業績連動型譲渡制限付株式報酬については本書40頁に記載のとおりです。

(6) 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 山下 泉	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営、財務及びIT・DX等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当該委員会において、取締役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 栗原 美津枝	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営、財務及び産業政策等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 豊田 祐子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業法務全般に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 岩本 敏男	2024年3月28日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに出席し、企業経営及びIT・DX等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
監査役 鐵 義正	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。
監査役 松尾 眞	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。
監査役 河内 隆	2024年3月28日の就任以降、当期開催の取締役会12回のうち11回に、また監査役会10回のうち9回に出席し、地方自治体や中央官庁における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役候補者の選任等に関する事項について適宜発言を行っています。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)
表示しています。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	1,546,090	流動負債	662,152
現金及び預金	181,043	支払手形及び買掛金	96,983
受取手形及び売掛金	104,734	電子記録債務	33,864
電子記録債権	44,652	工事未払金	156,300
完成工事未収入金及び契約資産	93,219	短期借入金	93,702
有価証券	5,062	1年内償還予定の社債	10,044
商品及び製品	22,970	リース債務	5,778
仕掛品	2,524	未払法人税等	8,910
原材料及び貯蔵品	13,838	契約負債	97,588
未成工事支出金	20,435	賞与引当金	23,742
販売用不動産	178,921	役員賞与引当金	168
仕掛販売用不動産	681,755	完成工事補償引当金	17,699
短期貸付金	30,381	資産除去債務	1,033
未収入金	101,301	その他	116,340
その他	66,022		
貸倒引当金	△767		
固定資産	715,038	固定負債	578,850
有形固定資産	286,103	社債	70,116
建物及び構築物	65,616	長期借入金	413,856
機械装置及び運搬具	24,900	リース債務	19,915
土地	71,641	繰延税金負債	38,340
林木	44,356	役員退職慰労引当金	171
リース資産	22,683	退職給付に係る負債	9,724
建設仮勘定	47,958	資産除去債務	2,568
その他	8,950	その他	24,161
無形固定資産	75,006	負債合計	1,241,002
のれん	42,246	(純資産の部)	
その他	32,760	株主資本	701,012
投資その他の資産	353,929	資本金	55,101
投資有価証券	268,895	資本剰余金	34,667
長期貸付金	30,941	利益剰余金	613,765
退職給付に係る資産	14,189	自己株式	△2,521
繰延税金資産	9,460	その他の包括利益累計額	219,335
その他	31,288	その他有価証券評価差額金	37,902
貸倒引当金	△843	繰延ヘッジ損益	8,533
		為替換算調整勘定	172,840
		退職給付に係る調整累計額	62
		新株予約権	69
		非支配株主持分	99,711
		純資産合計	1,020,127
資産合計	2,261,128	負債純資産合計	2,261,128

連結損益計算書（2024年1月1日から 2024年12月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	2,053,650
売上原価	1,550,698
売上総利益	502,952
販売費及び一般管理費	308,364
営業利益	194,588
営業外収益	19,714
受取利息	3,626
仕入割引	325
受取配当金	3,182
為替差益	227
投資有価証券売却益	3,063
その他	9,290
営業外費用	16,347
支払利息	7,718
持分法による投資損失	1,900
その他	6,730
経常利益	197,955
特別損失	5,926
減損損失	5,926
税金等調整前当期純利益	192,029
法人税、住民税及び事業税	41,697
法人税等調整額	2,926
当期純利益	147,405
非支配株主に帰属する当期純利益	30,877
親会社株主に帰属する当期純利益	116,528

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	466,331	流動負債	388,015
現金及び預金	90,602	電子記録債務	29,203
受取手形	7,364	買掛金	77,818
電子記録債権	39,827	工事未払金	109,818
売掛金	75,709	1年内償還予定の社債	10,000
完成工事未収入金及び契約資産	55,559	1年内返済予定の長期借入金	17,719
有価証券	5,062	リース債務	643
商品及び製品	13,638	未払金	9,603
未成工事支出金	9,873	未払法人税等	2,211
販売用不動産	26,221	未払消費税等	1,632
仕掛販売用不動産	16,457	未払費用	1,778
前渡金	1,359	契約負債	48,258
前払費用	1,748	預り金	62,503
短期貸付金	24,993	前受収益	372
関係会社短期貸付金	14,161	賞与引当金	8,750
未収入金	84,527	役員賞与引当金	168
その他	348	完成工事補償引当金	6,350
貸倒引当金	△1,116	資産除去債務	1,018
		その他	173
固定資産	574,483		
有形固定資産	41,851	固定負債	309,745
建物	14,672	社債	70,000
構築物	1,150	長期借入金	205,871
機械及び装置	598	預り保証金	5,040
車両運搬具	2	リース債務	3,708
工具、器具及び備品	1,083	繰延税金負債	16,958
土地	9,930	関係会社事業損失引当金	4,520
林木	9,067	資産除去債務	2,166
リース資産	3,939	その他	1,481
建設仮勘定	1,409		
無形固定資産	12,048	負債合計	697,761
電話加入権	173	(純資産の部)	
林道利用権	49	株主資本	299,043
施設利用権	3	資本金	55,101
工業所有権	7	資本剰余金	54,301
ソフトウェア	11,806	資本準備金	54,042
リース資産	9	その他資本剰余金	259
投資その他の資産	520,584	利益剰余金	189,942
投資有価証券	79,967	利益準備金	2,857
関係会社株式	396,671	その他利益剰余金	187,085
関係会社出資金	6,717	圧縮記帳積立金	1,715
長期貸付金	186	別途積立金	120,794
従業員長期貸付金	79	繰越利益剰余金	64,576
関係会社長期貸付金	14,446	自己株式	△301
破産更生債権等	615		
長期前払費用	2,234	評価・換算差額等	43,942
前払年金費用	12,440	その他有価証券評価差額金	38,209
その他	15,006	繰延ヘッジ損益	5,733
貸倒引当金	△7,777		
		新株予約権	69
資産合計	1,040,814	純資産合計	343,053
		負債純資産合計	1,040,814

損益計算書 (2024年 1 月 1 日から 2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	519,029
商品売上高	141,546
完成工事高	377,483
売上原価	403,762
商品売上原価	120,266
完成工事原価	283,497
売上総利益	115,266
販売費及び一般管理費	99,616
営業利益	15,650
営業外収益	45,006
受取利息	243
有価証券利息	5
仕入割引	246
受取配当金	41,597
その他	2,914
営業外費用	4,385
支払利息	932
社債利息	334
解約手数料	1,225
その他	1,894
経常利益	56,271
特別損失	1,030
関係会社出資金評価損	1,030
税引前当期純利益	55,241
法人税、住民税及び事業税	4,028
法人税等調整額	12
当期純利益	51,200

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

住友林業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 川 政 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 木 夏 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越 智 啓一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

住友林業株式会社
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 川 政 人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 木 夏 生

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 越 智 啓一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されている当社施工の一部建物における軒裏の仕様の大径認定不適合につきましては、監査役会として、実効性のある再発防止策とその実施状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月17日

住友林業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 角 元 俊 雄 ㊞

監査役（常勤） 羽 田 一 成 ㊞

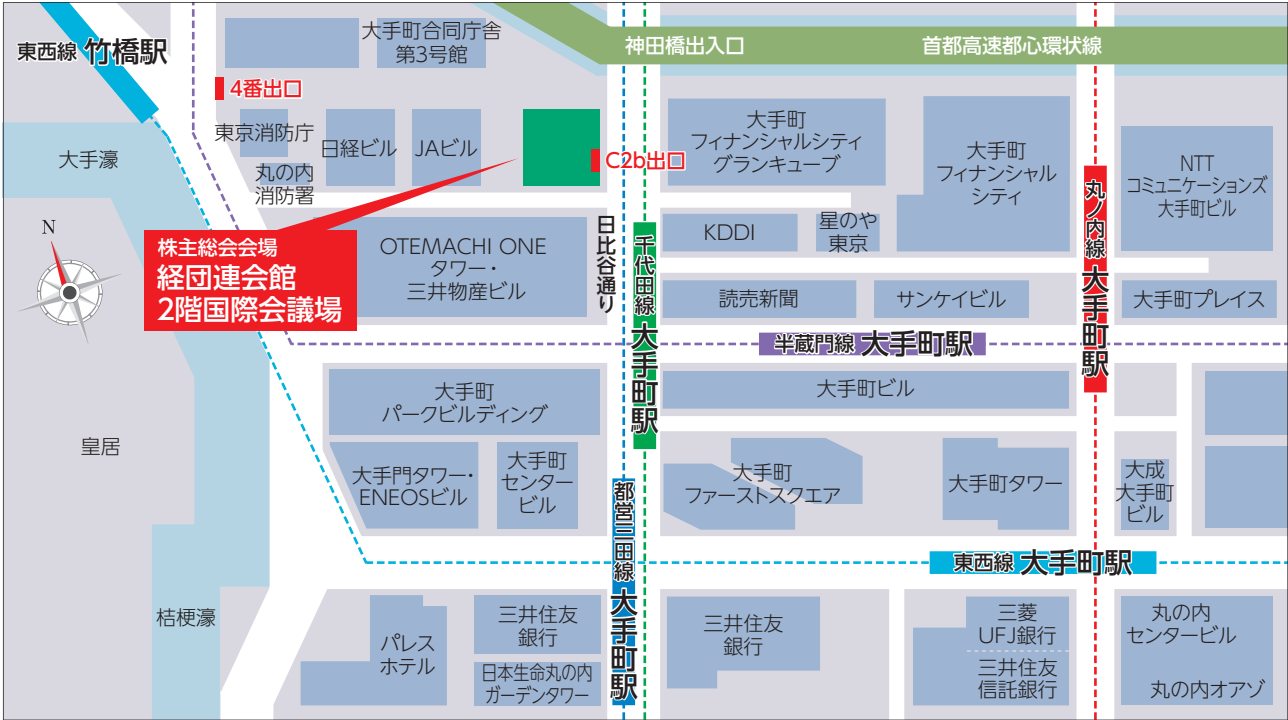
監査役 鐵 義 正 ㊞

監査役 松 尾 眞 ㊞

監査役 河 内 隆 ㊞

※監査役 鐵 義正、松尾 眞及び河内 隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上



会場

経団連会館 2階国際会議場

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

交通機関のご案内

大手町駅

東京メトロ
●千代田線
●丸ノ内線

都営地下鉄
●三田線

半蔵門線
●東西線

C 2 b 出口直結

竹橋駅

東京メトロ
●東西線

4番出口より徒歩約4分

(お願い) 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。